# 品川区立学校 部活動の在り方に関する方針

令和元年 9 月改訂

品川区教育委員会

## 本方針策定の趣旨等

- 本方針は、義務教育である中学校・義務教育学校(後期課程)段階の部活動を対象とし、児童・生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、児童・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ることや生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
  - ・ 児童・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連 を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
  - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
  - ・ 部活動の多様性に留意し、可能な限り、児童・生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。
- 品川区教育委員会は、本方針に基づく学校の部活動の改善状況について、定期的に フォローアップを行う。

## 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化 庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、東京都教育委員会が定め る部活動の在り方に関する方針および本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日および参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画および活動実績(活動日時・場所、休養日および大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

- イ 校長は、上記アの活動方針および活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 品川区教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策 定等が効率的に行えるよう、簡潔で活用しやすい様式の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、児童・生徒や教師の数、部活動指導員<sup>1</sup>の配置状況を踏まえ、指導内容の 充実、児童・生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動 を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 品川区教育委員会は、各学校の児童・生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、 準備の整った学校に対して、必要に応じて部活動指導員等を配置し、支援する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な 指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、児童・生徒の発達の段階に応じ た科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、児童・生徒の人 格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を 受けることや児童・生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)に関する規 定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修<sup>2</sup>を行う<sup>3</sup>。

- ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る<sup>4</sup>。
- エ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握 し、児童・生徒が安全にスポーツや芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度と ならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是 正を行う。
- 1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
- 2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28ス庁第704号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、児童・生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、児童・生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。
- 3 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」において、部活動については「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理され、各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。」と示されている。
- 4 経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じ、特に、新任の教師等は過度の負担がかかる場合があるので留意が必要である。

- オ 品川区教育委員会は、部活動の指導者(顧問、部活動指導員や外部指導者等)を 対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部 活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 品川区教育委員会および校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」および「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」<sup>5、</sup>「学校働き方改革『しながわ働き方ルネサンス』の実施について(平成29年9月5日付け品教指発第577号)を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

## (1)適切な指導の実施

- ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、児童・生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。品川区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や児童・生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや児童・生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するともに、児童・生徒の体力の向上や芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童・生徒がバーンアウ

<sup>5</sup> 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等,「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

トすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引の活用

ア 部活動の指導者は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、 中央競技団体<sup>6</sup>や文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活 用して、2(1)に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日および活動時間については、成長期にある児童・生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の運動、食事、休養および睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>7</sup>も踏まえ、以下を基準とする<sup>89</sup>。

#### 6 スポーツ競技の国内統括団体

- 7 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1~2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。
- 8 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付29文科初第1437号)」においては、「一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。」や「部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。」が示されている。
- 9 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切でないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本方針では、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日および長期休業日中は3時間程度を基準とする。)。

## 【休養日】

- ◆ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。大会等により、土日のどちらも休養日が確保できなかった場合は、翌週の平日に振り替える。)
- ◆ 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

## 【活動時間】

- ◆ 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む) および長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上 記の基準を踏まえるとともに、品川区教育委員会が策定した方針に則り、各部の休 養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、 指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工 夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、品川区共通の部活動 休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める ことも考えられる。

## 4 児童・生徒のニーズを踏まえた環境の整備

## (1)児童・生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、児童・生徒の 1 週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約 2 割が 60 分未満であること <sup>10</sup>、また、児童・生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である <sup>11</sup> 中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある児童・生徒等も含めて児童・生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことや部活動が児童・生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、児童・生徒が参加しやすいような多様なレベルや児童・生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を設置する。

具体的な例としては、より多くの児童・生徒の運動機会や芸術文化等の活動機会の 創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、競技や大会志向でなくレク リエーション志向で行う活動等、児童・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成や芸術文 化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる<sup>12</sup>。

イ 品川区教育委員会では、単一の学校において特定の運動部または文化部を設ける ことができない場合には、児童・生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、 複数校の児童・生徒が拠点校の部活動に参加することができる、連携部活動および 合同部活動を推進していく。

<sup>10</sup> スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成 30 年 2 月公表)では、保健体育の授業を除く1 週間の総運動時間が 60 分未満である中学校2 年生女子の割合は 19.4%で、このうち、0 分の割合は 13.6%であった。

品川区においては、1週間の総運動時間が60分未満である中学校(義務教育学校後期課程)の女子の割合は23.4%で、このうち、0分の割合は15.8%であった。

<sup>11</sup> スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成 30 年 2 月公表)では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校 2 年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる(男子 42.9%・女子59.1%)」、「友達と楽しめる(男子 42.7%・女子60.4%)」、「自分のベースで行うことができる(男子44.4%・女子53.8%)」が上位であった。

品川区における同質問への回答の数値は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる (男子 44.5%・女子 65.9%)」、「友達と楽しめる (男子 40.9%・女子 61%)」、「自分のベースで行うことができる (男子 33.6%・女子 48.1%)」が上位であった。

<sup>12</sup> 例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。

#### (2)地域との連携等

- ア 品川区教育委員会および校長は、児童・生徒のスポーツ環境の充実の観点から、 学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、 民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、 学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 品川区教育委員会および校長は、家庭の経済状況に関わらず、児童・生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ウ 品川区教育委員会および校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

# 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 品川区教育委員会は、学校の部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、児童・生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限を必要に応じて制限する。
- イ 校長は、東京都中学校体育連盟・東京都中学校文化連盟および品川区教育委員会 が定める上記アの目安等を踏まえ、児童・生徒の教育上の意義や、児童・生徒や部 活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行 事、催し等を精査する。